⑹　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑺　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項
⑻　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項
⑼　有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）
⑽　株式会社国際協力銀行の有する債権（社債（当該社債を有する株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額
①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。）
②　危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（①に掲げるものを除く。）をいう。）
③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）
④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①から③までに掲げるものを除く。）をいう。）
⑤　正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）
⑾　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
⑿　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
⒀　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
⒁　リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項（会社計算規則第108条の規定に従い記載すること。）
⒂　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
⒃　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
⒄　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
⒅　関係会社の株式又は出資金の総額
⒆　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
⒇　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
(21)　１株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
(22)　会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
(23)　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(24)　資産の部の社債（株式会社国際協力銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
(25)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
３　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
５　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

第　　期（　　年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息	
買現先利息	
預け金利息	
金利スワップ受入利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
その他業務収益	
外国為替売買益	
国債等債券売却益	
国債等債券償還益	
金融派生商品収益	
その他の業務収益	